旅客営業規則の一部改正(2023年10月24日九州旅客鉄道株式会社公告第14号)

九州旅客鉄道株式会社旅客営業規則(1987年4月九州旅客鉄道株式会社公告第2号)の一部を次のように改正し、2023年12月23日乗車となるものから施行します。 ただし、別表第1号の3、別表第1号の4及び別表第1号の5の改正規定については、2024年4月1日乗車となるものから施行します。

現行	改正
(前略)	(前略)

(特別車両料金)

第130条 特別車両料金は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 特別車両料金(A)

(中略)

(2) 特別車両料金(B)

イ ロ、ハ及び二以外の特別車両料金(B)

営業	キロ	50キロメー	100キロメー	150キロメー	151キロメー
地	帯	トルまで	トルまで	トルまで	トル以上
料	金	円	円	円	円
177	T.	780	1,000	1, 700	1, 990

(中略)

ニ 東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる、客車を連結して運転する列車に対して発売する特別車両料金(B)

営業キロ		150キロメー	151キロメー
地	帯	トルまで	トル以上
Jol	^	円	円
料	金	2,000	3,000

(中略)

(特別車両料金)

第130条 特別車両料金は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 特別車両料金(A)

(中略)

(2) 特別車両料金(B)

イ ロ、ハ及び二以外の特別車両料金(B)

営業キロ		50キロメー	100キロメー	150キロメー	151キロメー
地	帯	トルまで	トルまで	トルまで	トル以上
料	金	円	円	円	円
17	並.	780	1,000	1, 700	1, 990

(中略)

二 <u>「ひなび」車両で運転する列車及び</u>東日本旅客鉄道会社線内相互発着 となる、客車を連結して運転する列車に対して発売する特別車両料金(B)

営業地地	キロ	150キロメー	151キロメー
	帯	トルまで	トル以上
料	金	円 2,000	円 3, 000

(中略)

## 現行

(大人座席指定料金)

- 第139条の2 大人座席指定料金は、次の各号に定めるとおりとする。
- (1) 第2号から第5号以外の大人座席指定料金 530円とする。ただし、旅客の乗車する日が、第57条の3第1項第1号 に掲げる期間内の日であるときは、330円とする。

(中略)

- (3) 東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の大人座席指定料金 イ ロ以外の大人座席指定料金 第1号に定める額とする。
  - ロ 「HIGH RAIL 1375」車両、「海里」車両、「B. B. BASE」車両、「びゅうコースター風っこ」車両、「フルーティアふくしま」車両、「POKÉMON with YOU トレイン」車両、「リゾートしらかみ」車両、「越乃 Shu\*Kura」車両、「おいこっと」車両若しくは「リゾートビューふるさと」車両により運転する列車又は客車を連結して運転する列車に対して発売する大人座席指定料金

840円とする。

(中略)

別表第1号の3

【第57条の3】

特定の特別急行料金によって指定席特急券又は特定特急券を発売する期間 (第57条の3第1項第1号イ)

9099 Æ	4月	10 日から 13 日まで、17 日から 20 日まで、24 日から 27 日まで
2023年	5月	<u>8</u> 日から <u>11</u> 日まで
	6月	<u>1日、5</u> 日から <u>8</u> 日まで、 <u>12</u> 日から <u>15</u> 日まで、 <u>19</u>

(大人座席指定料金)

- 第139条の2 大人座席指定料金は、次の各号に定めるとおりとする。
- (1) 第2号から第5号以外の大人座席指定料金 530円とする。ただし、旅客の乗車する日が、第57条の3第1項第1号 に掲げる期間内の日であるときは、330円とする。

改正

(中略)

- (3) 東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の大人座席指定料金 イ ロ以外の大人座席指定料金
  - 第1号に定める額とする。
  - ロ 「HIGH RAIL 1375」車両、「海里」車両、「B. B. BASE」車両、「びゅうコースター風っこ」車両、「フルーティアふくしま」車両、「POKÉMON with YOU トレイン」車両、「リゾートしらかみ」車両、「越乃 Shu\*Kura」車両、「おいこっと」車両、「リゾートビューふるさと」車両及び「ひなび」車両により運転する列車並びに客車を連結して運転する列車に対して発売する大人座席指定料金

840 円とする。

(中略)

別表第1号の3

【第57条の3】

特定の特別急行料金によって指定席特急券又は特定特急券を発売する期間 (第57条の3第1項第1号イ)

	4月	<u>8</u> 日から <u>11</u> 日まで、 <u>15</u> 日から <u>18</u> 日まで、 <u>22</u> 日から <u>25</u> 日まで
2024年	5月	<u>7</u> 日から <u>9</u> 日まで
	6月	<u>3</u> 日から <u>6</u> 日まで、 <u>10</u> 日から <u>13</u> 日まで、 <u>17</u> 日か

		現行
		日から <u>22</u> 日まで、 <u>26</u> 日から <u>29</u> 日まで
	7月	<u>3</u> 日から <u>6</u> 日まで、 <u>10</u> 日から <u>13</u> 日まで、 <u>18</u> 日か
		ら <u>20</u> 日まで
	8月	<u>28</u> 日から <u>31</u> 日まで
	9月	$  \underline{4}$ 目から $\underline{7}$ 日まで、 $\underline{11}$ 日から $\underline{14}$ 日まで、 $\underline{19}$ 日か
	371	ら <u>21</u> 日まで、 <u>25</u> 日から <u>28</u> 日まで
	10月	<u>2</u> 日から <u>5</u> 日まで
	11月	_
	12月	<u>4</u> 日から <u>7</u> 日まで、 <u>11</u> 日から <u>14</u> 日まで、 <u>18</u> 日から <u>21</u> 日まで
	1月	9日から11日まで、15日から18日まで、22日から25日まで、29日から31日まで
<u>2024</u> 年	2月	1日、5日から8日まで、13日から15日まで、19日から21日まで、26日から29日まで
	3月	_

## 別表第1号の4

【第 57 条の 3】

特定の特別急行料金によって指定席特急券又は特定特急券を発売する期間 (第57条の3第1項第2号イ)

		4月	1日、2日
		5月	_
		6月	_
		7月	<u>14</u> 日から <u>17</u> 日まで、 <u>28</u> 日から <u>30</u> 日まで
	2023 年	8月	<u>4</u> 日から <u>6</u> 日まで、 <u>9</u> 日、12日、 <u>14</u> 日、 <u>15</u> 日、 <u>19</u>
	<u>2025</u> <del>T</del>		日、 <u>20日、25</u> 日から <u>27</u> 日まで
		9月	<u>15</u> 日から <u>18</u> 日まで
		10 月	<u>6</u> 日から <u>9</u> 日まで、 <u>13</u> 日から <u>15</u> 日まで、 <u>20</u> 日か
			ら <u>22</u> 日まで、 <u>27</u> 日から <u>29</u> 日まで
		11月	<u>2</u> 日から <u>5</u> 日まで、 <u>10</u> 日から <u>12</u> 日まで、 <u>17</u> 日か

## 別表第1号の4

2025年

7月

8月

9月

10 月

11 月

12月

1月

2月

3月

【第57条の3】

特定の特別急行料金によって指定席特急券又は特定特急券を発売する期間 (第57条の3第1項第2号イ)

まで、<u>25</u> 日から <u>27</u> 日まで

改正

ら20 日まで、24 日から27 日まで

18 日まで、22 日から 25 日まで

19日まで、23日から25日まで

ら23日まで、27日から30日まで

<u>19</u>日まで、<u>24</u>日から<u>26</u>日まで、30日

26 日から 29 日まで

1日から3日まで

<u>1</u>日から<u>4</u>日まで、<u>8</u>日から<u>11</u>日まで、<u>16</u>日から

2日から5日まで、9日から12日まで、17日から

2日から5日まで、9日から12日まで、16日から

6日から9日まで、14日から16日まで、20日か

<u>3</u>日から<u>6</u>日まで、<u>12日、13日、17</u>日から<u>20</u>日

10 0. 210 2 2/210 = 0 17			
	4月		
	5月	_	
	6月	_	
	7月	<u>12</u> 日から <u>15</u> 日まで、 <u>26</u> 日から <u>28</u> 日まで	
<u>2024</u> 年	8月	<u>2</u> 日から <u>4</u> 日まで、 <u>8</u> 日、12日、 <u>13</u> 日、 <u>16</u> 日、 <u>17</u>	
<u>2024</u> +		日、 <u>23</u> 日から <u>25</u> 日まで	
	9月	<u>13</u> 日から <u>16</u> 日まで <u>、20日から23日まで</u>	
	10 🗆	<u>4</u> 日から <u>6</u> 日まで、 <u>11</u> 日から <u>14</u> 日まで、 <u>18</u> 日か	
	10月	ら <u>20</u> 日まで、 <u>25</u> 日から <u>27</u> 日まで	
	11月	<u>1</u> 日から <u>4</u> 日まで、 <u>8</u> 日から <u>10</u> 日まで、 <u>15</u> 日から	

現行				
		ら <u>19</u> 日まで、22日から <u>26</u> 日まで		
	12 月	<u>28</u> 日、31 日		
	1月	2日、 <u>5</u> 日		
<u>2024</u> 年	2月	9日から12日まで		
	3月	<b>22</b> 日から31日まで		

別表第1号の5

【第 57 条の 3】

特定の特別急行料金によって指定席特急券又は特定特急券を発売する期間 (第57条の3第1項第3号イ)

	4月	<b>28</b> 日から30日まで
	5月	1日から <u>7</u> 日まで
	6月	_
	7月	_
<u>2023</u> 年	8月	<u>10 日、11 日、13 日、16</u> 日
	9月	_
	10月	_
	11月	_
	12月	<u>29</u> 日、 <u>30</u> 日
	1月	<u>3</u> 日、 <u>4</u> 日
<u>2024</u> 年	2月	_
	3月	_

(以下略)

別表第1号の5

2025年

12月

1月

2月 3月

【第57条の3】

特定の特別急行料金によって指定席特急券又は特定特急券を発売する期間 (第57条の3第1項第3号イ)

改正

1日、27日、30日、31日

2日、3日

20 日から31 日まで

17日まで、22日から24日まで、29日、30日

<u>2024</u> 年	4月	<b>26</b> 日から 30 日まで
	5月	1日から <u>6</u> 日まで
	6月	-
	7月	-
	8月	9日から11日まで、18日
	9月	-
	10月	-
	11月	-
	12月	<u>28</u> 日、 <u>29</u> 日
<u>2025</u> 年	1月	<u>4</u> 日、 <u>5</u> 日
	2月	_
	3月	_

(以下略)